

Title	「門閥社会史」, 矢野主税著
Sub Title	Chikara Yano (矢野主税), A history of Aristocratic societies in the age of the 6th Dynasties
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.3 (1965. 12) ,p.128(428)- 132(432)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651200-0128

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「門閥社会史」 矢野主税著

尾 崎 康

六朝貴族制の研究は、宮川尚志氏「六朝史研究（政治社会篇）」、宮崎市定氏「九品官人法の研究」（ともに一九五六年）以来、とりわけ隆盛をみ、おもに、後漢官僚と六朝貴族官僚との関係、門生故吏と九品官人法の成立、豪族の寄生官僚化、晋代の皇帝権力の問題などが論点とされている（越智重明氏「魏西晋貴族制論」東洋学報四五・一・一九六二年）。そのなかで、長崎大学の矢野主税教授は、「魏晋百官世系表」（長崎大学史学会・一九六〇年）や張、鄭、韋、裴氏らの精緻な系譜的研究（長崎大学学芸部社会科学論叢五）一四・同研究報告・一九五五年）を基礎に、このような問題についてあいついで卓見を述べてこられた。この「門閥社会史」は、いままで「長大史学」に発表されたこれら数篇に新稿を加えて、一書にまとめられた論文集である。それぞれに独立した論文であるが、目次を一覧すればわかるように、六朝門閥社会の成立から崩壊にいたるまでを説きおよんで、例によつて豊富な資料をしばしば表示しつつ、そのあいだに前掲の諸問題についての著者の見解をほぼ提示されている。以下、各論の趣旨を紹介しよう。

一、後漢曹魏交替史府説

著者はさきに「門閥貴族の系譜試論」（古代学七・一・一九五七年）において、後漢と魏、西晋の上級官僚家個々の家系を精査し、その性格を検討して、後漢官僚は、その末期に政治的に没落したので、系譜的には西晋官僚に連続しないと論じられた。これは、その後篇というべく、この漢と魏晋との支配者層の交替の実態を説明して、代つて抬頭したのは当時の二流の官僚家であると結論されている。そのため、著者は後漢末期の王室と一流官僚の動向と性格を検討される。

後漢王室の曹操への抵抗には、ときに献帝も関与していたのであるが、もはや衝撃を加えるにはいたらないで、鎮圧されてしまう。一方、後漢官僚のなかで曹操の最大の対立者となつた袁紹は、いふまでもなく後漢一流の名族の陳郡袁氏の出身であるが、これを楊氏、荀氏と比較しつつ、つぎのように指摘される。袁紹の勢力は、漢室復興をめざす諸將の連合勢力であつて、袁氏の一門や、天下に遍しというその門生故吏に支えられたものではない。むしろ袁紹の門生故吏らは、それぞれの機会に応じて分派して行動し、時局に現実に柔軟に対処して、なかには曹操に帰するものもいた。そのほかの後漢の一流官僚についても同様で、その意味でかれらは豪族的存在たりえず、曹操に協力を拒みながらも、これに対立する実力をもたなかつた。この結果、後漢の一流官僚は、王朝とともに没落し代つて、魏においては、後漢代の二流の官僚が抬頭した。

二、門閥社会の社会的政治的考察

まず、豪族、貴族などの語義を規定し、ついで、後漢、三国の著姓の内容を検討して、地方豪族の官僚化の過程を眺めたあと、家伝氏譜の成立の時期とその性格を考察して、門閥貴族社会の成立を西晋時代とし、さらに西晋官僚を個々にくわしく調べて、その官僚家の厚みと巾、つまり官僚制の確立を確認される。

すなわち、三国志裴松之注、世説新語劉孝標注に引く家伝、氏譜に着目し、その収載の範囲からこれら引用文にみえるところはそのごく一部であるが、成立の時期を推定する。そして、豪族の官僚化とともに、三国時代ごろまでに、家伝をつくるのが一般的になり、西晋ごろに、豪族性から脱して、一族の官僚層が厚くなる、これらを網羅した氏譜となり、さらに東晋の中期には、そのうちの明流が独立して各個の家伝ができたとし、西晋の氏譜の成立をもつて門閥貴族社会成立のときと考えられるのである。

このことについては、さらに西晋官僚百余人の本人、父祖、一族及び子の官職などを調べ、官僚家としての層と巾を確認することによつて、裏づけが行なわれている。また、かれらが比較的政情の平穩な西晋においても、かなり貧困であつて、俸禄に経済生活の基礎をおくものであつたとして、寄生官僚制の成立についても例証されている。

このように、門閥貴族は西晋に成立し、累代官人を生みだした官僚家の族的結合をもつて、複合官僚家たる氏譜的世界が形成された。引きつづいて南北朝時代には、分派が他地に移住し、その現住地で独立するなどして、氏譜から家伝への分裂が行なわれ、唐代の単一

官僚家への過渡的動揺期となつた。

それでは、この門流はいかにして独立していったのかを、著者は、政治的、祭祀的及び経済的に考察される。中央の官僚体系が確立し官僚層が安定してしまえば、官僚貴族は国家権力、とくに君主に個別的に結合していくし、一方では別居分財の風が助長され、移住独立を促していくもので、このような門閥の動揺と分裂が南北朝時代にみられる。これが隋唐にいたつて科挙が行われれば、官僚としての立身はますます一個人のものとなり、政治的地位と社会的地位は分離し、族的結合はほとんど無用と化して、天子、権力者との政治的結合関係が重要となるものである。

ついで著者の研究は、中正制との関係に向けられる。この問題についてはすでにいくつかの研究があるが、著者はこれらを踏まえながら、まず中正制設置の理由について、さきに「魏晋中正制についての一考察」(史学研究八二・一九六一年)で主張されたように、後漢末の曹操への反乱、とくに魏諷の乱などのうちに、すでに魏臣となつたものにもなお反魏的感情があることがわかつたので、文王が受禪を目前にして、全魏官僚の人物調査を目的に行なつたものであるとし、この権時の制度が恒久化されていく過程について、つぎのように推論される。

後漢以来の選挙体制の変遷を辿ると、後漢末、魏王国を通じて尚書、相国府(魏朝以後司徒府)の二本立てであつたが、西晋におけるように、司徒府が中正とともに人物品評を行ない、尚書が任官を司るといふように一本化されたのは、延康元年の九品官制制定のと

きで、このときこそ魏朝官僚体制の確立であり、中正はその体制実施の具体的方策として設けられたもので、おのずから司徒府に統属される。司馬氏はこれをさらに官僚統制に利用しようとして、郡国中正のうえにあらたに州大中正をおいた。郡国中正は官品六、七品以下のものの兼任で、郷品三品以下を決定し、新設の州中正には重臣名門がなつて、専任またはそれに準じ、郷品二品以上の決定にあらずかり、これを司徒府に直結させる。このため郡国中正の地位は低下し、地方豪族より司馬氏の協力者たる中央官僚—権門勢家—の立場が重んじられ、中正制は、下意上達の機関から上意下達の機関に改められ、門閥社会の成立をみるにいたる。とともに、司徒には、司馬氏の復心的存在で、しかも尚書令、僕射など尚書系統官の出身者をあてて、司徒府と尚書とを密接に結びつけた。これによつて各郡の中正にいたるまで完全に統一的な統制下に組みこまれたことになる。これが東晋になると、郡国中正も五品以上の権勢家に占められ、州大中正は尚書系の高官が兼任するところとなり、王導の尚書中心の政治とともに司徒の権力が失われて、中正制が明らかに尚書系統、とくに吏部の支配を中心とした高級官僚の支配下に入つていく。

南朝では、起家の官について調べると、一門の中に系統によつて官職の高低がみられ、門流各派に優劣盛衰が認められる。これは、父祖の地位や王室との姻戚関係が個々に影響しているからで、それだけ帝権が門閥へ力を及ぼしているのである。このため、門閥は王室と通婚するなどして特権的地位の確保、維持に努力し、軍閥王朝

もこれに応じて社会的地位を高めるとともに、政権を安定し、皇帝の門閥支配を行なつていった。つまり、皇帝権力を優越させつつ、門閥社会とその特権を認めたのである。これは中正制についても同様で、宋代の州中正はほとんど京師に常駐の高官で、その多くはのち吏部尚書になり、齊代以後は、それに中書通事舎人の任にある寒人や宗室からも加わるようになり、門閥というよりも国家権力と密接な人々の手に委ねられたのである。さらに、宋の吏部尚書が中央官界の人事を掌握して権勢を振つていたので、武帝が増員という名目で権力の分散軽減を図つたのも、また、齊以後中書通事舎人の兼任があらわれるのも、門閥社会に対して国家権力の重任が加えられるたものである。

すなわち、東晋までに、門閥社会は、国家権力とともに成長して、政治的社会的勢力となつたが、宋以後は国家権力に妥協しつつ抑圧され、衰退するのである。

三、吏部尚書と門閥社会

吏部尚書と中正との関係が問題になつたので、その吏部尚書は門閥社会でどのような存在であつたか、という問題がここで検討される。そのために魏西晋、東晋、南朝の三期に分けて、吏部尚書の一覽表を掲げ、そこからいくつかの問題が指摘され、またこれら吏部尚書の出身の家とその連続性、おなじく家とその時代、それに重任者の三点から考察されている。

魏、西晋の吏部尚書には、その創建以来の有力な協力者かその子孫たちで、政権にきわめて密着したものが就任している。かれらは

当時は新興官僚家であるが、引きつづいて東晋においても、江南の名門とともに固定した中央政権グループを構成して、吏部尚書をだしている。すなわち門閥社会が選挙を掌握している。南朝では、朝権樹立の際に天子と緊密であつたもの、宋朝に特徴的な事務官僚として循吏的性格をもつもの、齊以降、とくに梁に顕著な六朝教養人として、あるいは同郷、外戚として天子と親密なものなどが任にっている。

すなわち、吏部尚書の地位の変化を通じて、六朝門閥は魏、西晋の時代に王朝とともに成長し、東晋では一種の対朝権的立場にあつたが、宋以後には帝権に抑圧されていったことが窺われるのである。

四、門閥社会における吏部の権限の変遷についての一考察

— 領選と參選を手掛りとして —

前章をうけて、吏部尚書について制度的、機能的に論じられたものである。

延康元年の九品官人法制定とともに尚書省が独立し、吏部尚書の官吏任免権が確立されて、吏部尚書は、西晋まではすべての任用昇進を専掌したと思われる。東晋において大選、小選の別ができ、吏部尚書が上級官僚を、吏部郎が令史以下を掌つたが、東晋末には、吏部尚書の専掌は黄門郎以下と限られ、それ以上の高級官僚については録尚書事との協議によるようになった。領選、領吏部というのは、吏部尚書が欠員のときに、僕射などの上級官僚が兼領して吏部の全権を支配するもので、すでにこの職の歴任者が多く、また適任

者が昇進後も引きつづいて兼任する場合も珍しくなく、領選が頻繁だつた両晋時代には、吏部尚書の任が重んじられていたことをものがたる。

ところが、宋以後、天子親政の傾向が強まり、吏部尚書が二人制とされ、さらに天子と個人的関係をもつ他官が選挙に参与し、(參選、參選) 吏部郎等までが大選参与することになつて、吏部尚書の権限は制限され、単なる事務官僚化していった。

以上を通観すると、著者の主張はつぎのごとくである。

まず、六朝門閥は曹氏、司馬氏の政権樹立に協力した新興官僚家によつて形成されたもので、後漢官僚と系譜的には断絶しているということである。この断層論についてはかねて批判もあつたが、著者は「著姓」の語を通じて豪族の寄生官僚化を、また中正制設置理由の解釈や吏部尚書の権限の問題等を通じて選挙制度を考察されているように、門閥社会の断絶を意味しているのではない。しかし、この断層を門閥社会の成立過程においてどうとらえたらいいのかに、なお理解しにくいものがある。さらに今後、これらの問題を総合的に論じられることを期待したい。

さて、この門閥社会の変遷を、著者は中正制と吏部尚書制に重点をおいて眺められるわけであるが、その主張によればそれは制度的には、延康元年の魏王国のいわゆる九品官人法制定のときに、選挙制が、推挙権は中正—司徒府に、任用権は吏部尚書にと確立された。そして、魏末に郡中正の上に権勢家による州中正が新設され、

司徒府と直結して地方豪族より中央の高級官僚の立場が重んじられるようになった。一方、吏部尚書は、尚書系の官のものの中正兼職、吏部尚書経歴者の司徒就任、さらに司徒の廃止というように、あるいは大選、領選にみられるように、しだいに選挙の全権を支配するにいたつた。このことが門地二品の成立を促すわけであろうが、同時に著者は、一族官僚層の厚みを示す氏譜が成立していると、独特な見解を示していられる。これらによつて、西晋において門閥貴族社会が成立したと認められるのである。

門閥社会は晋室の南渡という事件に遭遇しつつも、東晋末期まで盛えたが、以後、氏譜が個人の家伝に変化していくように、門閥としては分裂して、明流が分離独立していく傾向がみられ、しだいに衰運の傾向をたどる。それは、南期の軍閥王朝が門閥と妥協しつつも、しだいに支配していったからで、吏部尚書の権限を狭め、寒人を含めて皇帝と個人的に密接なものだけに政治的特権を与えたのである。門閥は、この旧来の特権たる官界秩序を守ろうと努力したが、結局帝権に抑圧されて、隋唐時代の単一官僚制への橋渡しをするこゝたになつた。

以上のように、この書は詳細な系譜的研究をもとにして複雑な問題を洞察された論集である。諸氏の六朝史関係の論著の公刊があいついでいるとき、この書も待望されていたものであつた。しかし、種々の制約もあつて、ここには数篇しか収められなかつたのが残念であるが、著者には、これらの問題についてなお多くの論考があつて、相互に関連している。それらも含めて体系的に再構成され

ば、著者の主張はいっそう明確となり、六朝門閥社会の研究はさらにすぐれた成果をうることになる。

(長崎大学史学会 一九六五年刊 B5版 油印 約三一〇頁)

彙 報

三田史学会例会

第四八一回例会 講演会

昭和四十年五月十一日 於五一九番教室

「ソロモン諸島学術調査報告」

伊藤清司
近森正

講演会終了後、西校舎学生食堂ホールに於いて、新入生歓迎会が開かれた。

史学科春期見学旅行

昭和四十年六月一日

千葉市加曾利貝塚・正覚院・佐々木ガラス千葉工場等の見学を行った。好天に恵まれて参加者も多く、盛会であつた。

第十三回早慶連合史学会

昭和四十年六月十九日

於早稲田大学文学部校舎二二二教室

○研究発表

近世初期関東水運史の一考察

早大 浅沼正明氏